

各案件の説明事項

各案件等に関する説明事項を記載しておりますので、資料と併せてご確認ください。

(1) 報告案件

案件1 地域密着型サービスの整備について

(資料1-1) 第8期地域密着型サービス整備状況について

第8期地域密着型サービスの整備状況については資料をご参照ください。

(資料1-2) 地域密着型サービス事業者の募集について

第8期介護保険事業計画において、令和3年度から令和5年度にかけて、以下のよう
に施設整備を計画しています。

令和3年度

小規模多機能型居宅介護 南圏域：1か所

認知症対応型共同生活介護 西圏域、南圏域：各1か所

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 北圏域、南圏域：各1か所

令和4年度

小規模多機能型居宅介護 東圏域：1か所

認知症対応型共同生活介護 東圏域：1か所

令和5年度

小規模多機能型居宅介護 西圏域：1か所

認知症対応型共同生活介護 中央圏域：1か所

令和3年度、西圏域で予定している認知症対応型共同生活介護及び北圏域で予定し
ている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設整備につきましては、既に
事業者を決定しております。

今後、南圏域を中心に、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域
密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設整備につきましては、事業者を公募し
ております。

案件2 地域包括支援センターの収支決算・予算について

(資料2)

令和2年度 茨木市地域包括支援センター運営業務委託 収支決算一覧表(1枚目)

令和2年度における収支決算一覧表です。

中段の収入欄の内、人件費、事務職・事務費等が市からの業務委託料になります。業務
委託料、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の和が収入総額となります。

その下の市戻入額とは、委託料にかかる専門職等の未配置期間、地域ケア会議の未開
催及び共同事務費の未執行が発生した場合において、市に返還する金額を指します。

令和2年度において、④エルダー、⑨大池・中津、⑩葦原は専門職等の未配置、⑤東・白川は共同事務費の未執行が発生したことにより、戻入をしております。

その下の戻入後実収入額は、収入総額から市の戻入額を引いた額となっております。

下段の支出欄は、包括センター運営等にかかる人件費、事務職、事務費等になります。

令和3年度 茨木市地域包括支援センター運營業務委託 予算一覧表(2枚目)

令和3年度における予算額一覧表です。こちらは市からの委託料総額で、12 包括センター一分を示しております。

案件3 地域包括支援センターの活動状況について

(資料3)令和2年度茨木市地域包括支援センターの活動状況について

・2ページ、3ページ

エリア毎の人口、要介護認定者数を記載しております。

昨年度と比較すると、茨木市全域、高齢者の人口は増加し、高齢者率・後期高齢者率は上昇しております。

また、要支援認定者・要介護認定者は増加しております。

・4ページ

エリア毎の一人暮らし高齢者・高齢者世帯数や診療所・病院数等の社会資源等を記載しております。

昨年度と比較すると、一人暮らし高齢者・高齢者数は増加しています。

・5ページ

3職種(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)の人員体制等を記載しております。条例及び要綱により高齢者人口に応じて3職種の配置規定数は定められております。

・6ページ、7ページ

総合相談支援業務及び権利擁護業務における相談相手別件数を記載しております。

評価については、資料をご参照ください。

・8ページ、9ページ

総合相談支援業務及び権利擁護業務における相談内容別件数を記載しております。

一つの相談において相談内容が重複することもあり、相談相手別件数とは一致しません。

評価については、資料をご参照ください。

・10 ページ、11 ページ

関係機関との関係づくり、ケアマネジャー等へのサポート、地域ケア会議について記載しております。

評価については、資料をご参照ください。

・12 ページ、13 ページ

上段は、介護予防ケアマネジメント業務におけるケアプラン作成件数を包括センター作成分と委託作成分に分けて集計しております。

下段は、介護予防支援業務におけるケアプラン作成件数を包括センター作成分と委託作成分に分けて集計しております。

・14 ページ、15 ページ

要支援者、総合事業対象が要介護認定となった際に居宅介護支援事業者につないだ件数を記載しております。

黒枠で囲っている数は、各包括センター受託法人と同一法人が運営している居宅介護支援事業所へ委託している件数です。

包括センターによって差が出ていますが、できるだけ同一法人に偏らないよう利用者に複数の事業所を紹介するなど、対応しております。

案件4 令和2年度 地域包括支援センター業務評価について

(資料4) 令和2年度地域包括支援センター業務評価表

評価のしくみ、手順、基本的な業務評価の手順は資料をご参照ください。

1ページから4ページは業務評価表になっており、4ページの最下段に11包括センターの評価結果として合計点数と、それを100点満点に換算した点数を表記しています。

業務評価結果としては、全包括センターにおいて8割以上の評価点を得ており、概ね市の運営方針に準じて業務を遂行していると評価しております。

また、評価が低い項目については、今後、各包括センターで取り組み改善していきます。

案件5 地域包括支援センターの事業報告・計画について

(資料5) 令和2年度事業報告・令和3年度事業計画

2ページ以降、左ページに事業報告、右ページに事業計画を記載しております。

令和2年度において、太田・西河原エリア、三島・庄栄エリアはエルダーが担当していたため、8ページ及び10ページは同様の内容が記載されています。

(2) その他の案件

(資料6) 地域包括支援センターの整備について

令和3年度以降の包括センターの整備方針を記載しております。包括センターは、令和3年度より12か所の体制で業務を実施しておりますが、最終的には14か所設置する予定です。

今後の予定・連絡事項等

次回の会議の開催日は、現在のところ、事業者の指定案件があれば随時、開催を予定しております。開催が確定した場合は事前に日程等について通知させていただきます。

(3) 参考資料

地域包括支援センター一覧

令和2年度及び令和3年度の地域包括支援センターの一覧を添付しております。各資料の参考としていただければと存じます。